

藤沢市太陽の家(心身障がい者福祉センター)体育館使用料について

◆2018年(平成30年)4月1日使用許可分以降について

体育室及び会議室の使用料について

※太枠内の料金が改定されています。

使用区分			午前	午後	夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
体育室	スポーツのために 使用する場合	全面使用	1,370円	2,000円	3,040円
		半面使用	690円	1,000円	1,520円
	スポーツ以外のた めに使用する場合	全面使用	2,760円	3,300円	3,500円
		半面使用	1,380円	1,650円	1,750円
会議室			240円	300円	500円

体育器具使用料

使用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
バスケットゴール		100円	150円	150円
バレーネット		100円	150円	150円
卓球台	体育室の全面を使用する場合	500円	1,000円	1,000円
	体育室の半面を使用する場合	250円	500円	500円
バトミントンネット	体育室の全面を使用する場合	100円	100円	100円
	体育室の半面を使用する場合	50円	50円	50円

暖房設備使用料

使用区分	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時から午 後8時30分まで
体育室の全面を使用する場合	4,080円	4,800円	4,800円
体育室の半面を使用する場合	2,040円	2,400円	2,400円